料 議 令 和 7 年(2025 年)7月 日 部 文 化 芸 術 振 興

# 滋賀県文化振興基本方針(第4次)

# (素案)

# 令和7年7月

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課









1		目 次	
2			
3	第1章	滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方・・・・・・・・・・・	1
4	1	基本方針策定の趣旨	
5	2	基本方針の位置づけ	
6	3	基本方針の期間	
7	4	対象とする文化芸術の範囲	
8			
9	第2章	滋賀県の文化に関する現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	1	滋賀県における文化政策の主な変遷	
11	2	社会情勢の変化等	
12	3	基本方針(第3次)の取組状況、成果および課題	
13			
14	第3章	基本目標と施策の柱(施策の方向性) ・・・・・・・・・・・ 2	22
15	1	基本方針(第4次)策定に向けた3つの施策の柱(施策の方向性)	
16	2	基本目標	
17	3	施策柱(施策の方向性)	
18	4	施策横断プロジェクト	
19	5	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組	
20			
21	第4章	施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	27
22	1	施策の柱(施策の方向性)場を広げる(インクルーシブな文化芸術の推進)	
23	2	施策の柱(施策の方向性)人を育み、支え、つなげる(文化芸術を未来につなぐ)	
24	3	施策の柱(施策の方向性)滋賀の魅力を高める	
25		(文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造)	
26	施領	受横断プロジェクト 文化芸術活動を支援する仕組みづくり	
27			
28	第5章	基本方針の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
29			
30			
31			

# 第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

 文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすとともに、豊かな感性や創造力を育むものです。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育や福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有しています。

また、本県においては、原風景ともいうべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する中で育まれ大切に守り伝えられてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アーティストによる創作や美術館やびわ湖ホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる「多様な美の資源」があふれています。

このため本県では、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、「滋賀県文化振興条例(以下「文化振興条例」という。)」を、平成 21 年 (2009 年) 7 月に施行しました。

「滋賀県文化振興基本方針(以下「基本方針」という。)」は、文化振興条例第 4 条に基づき 策定するもので、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示す ることによって、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀 を実現することを目的としています。

これまで、第1次(取組期間:平成23年度(2011年度)~平成27年度(2015年度))、第2次(平成28年度(2016年度)~令和2年度(2020年度))および第3次(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))の基本方針により取組を進めてきましたが、今般、社会情勢の変化等を踏まえて、基本方針(第4次)を策定します

2 基本方針の位置づけ

文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針として策定します。策定にあたっては、「滋賀県基本構想」(平成31年(2019年)3月策定)ならびに「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)」(令和6年(2024年)3月策定)および「滋賀県文化財保存活用大綱」(令和3年(2021年)3月改定)の施策の方向性との整合を図ります。

また、「文化芸術基本法」(平成13年法律第148号)第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置付けます。

なお、「美の魅力発信プラン」(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))の趣旨 を引き継ぐものとします。

3 基本方針の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間の方針とします。

# 4 対象とする文化芸術の範囲

1

7

2 文化振興条例における、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術(文学、音 3 楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊(日本舞踊、バレエ、ダンス等)、メディア芸術(映画、 4 漫画、アニメーション等)など)」、「地域において継承されてきた文化的資産(有形・無形の 文化財、生活文化など)」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対 象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含めています。

# 第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題

1 滋賀県における文化政策の主な変遷

滋賀県は、昭和29年(1954年)に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和47年(1972年)には、「文化の幹線計画」を策定し、文化ホール、美術館・博物館、図書館等の文化施設を順次整備してきました。

また、昭和46年(1971年)から芸術文化祭を、昭和51年(1976年)から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。昭和51年には「湖と文化の懇話会」、平成2年(1990年)には「淡海文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成13年(2001年)には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進等が課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成18年(2006年)に学識経験者等による委員会を設置し、平成19年(2007年)に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成21年(2009年)7月に文化振興条例を制定しました。また、この条例に基づき平成23年(2011年)3月に文化振興基本方針を、平成28年(2016年)3月に文化振興基本方針(第2次)を、令和3年(2021年)3月に文化振興基本方針(第3次)を策定し、文化振興施策を総合的に進めてきました。

令和3年(2021年)3月には本県の美の魅力発信に関する全体計画である「美の魅力発信プラン」を策定し、その拠点となる滋賀県立美術館を6月に、再開館しました。令和6年(2024年)3月には、「障害者文化芸術推進法」に基づく、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)」を策定するとともに、「美の魅力発信プラン」の中間見直しを行いました。

また、近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点となる新しい琵琶湖文化館の開館に向けて取組を進めています。

年	文化政策の主な変遷
昭和29年(1954年)	滋賀会館開館
昭和36年(1961年)	琵琶湖文化館開館
昭和46年(1971年)	第1回県芸術祭開催
昭和47年(1972年)	「文化の幹線計画」策定 →昭和50年〜63年 文化芸術会館 開館 昭和55年 図書館、昭和59年 近代美術館(現 美術館)、昭和63年 文化産業交流会館、平成2年 陶芸の森、平成4年 安土城考古博物館、平成10年 びわ湖ホール 開館
昭和51年(1976年)	湖と文化の懇話会(~昭和52年) 第1回県文化賞贈呈
昭和54年(1979年)	文化の屋根委員会(~昭和60年)
平成2年(1990年)	淡海文化を考える懇話会(~平成3年)
平成5年(1993年)	「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
平成12年(2000年)	滋賀県文化創造懇話会(~平成13年)
平成13年(2001年)	「文化芸術振興基本法」制定 「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定
平成16年(2004年)	「県立文化芸術会館のあり方について」公表
平成18年(2006年)	5文化芸術会館廃止(4館→市移管、1館→しが県民芸術創造館) 指定管理者制度導入 (びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など) 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会(~平成19年)
平成19年(2007年)	「滋賀の文化振興のあり方」提言(滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会)
平成20年(2008年)	琵琶湖文化館休館
平成21年(2009年)	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行
平成23年(2011年)	3月「滋賀県文化振興基本方針」策定
平成24年(2012年)	「美の滋賀」発信懇話会提言
平成25年(2013年)	滋賀会館閉鎖 「新生美術館基本計画」策定
平成27年(2015年)	しが県民芸術創造館廃止(草津市移管)
平成28年(2016年)	3月「滋賀県文化振興基本方針(第2次)」策定
平成29年(2017年)	「文化芸術振興基本法」改正 (公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合 し、(公財)びわ湖芸術文化財団設立 近代美術館(現美術館)休館

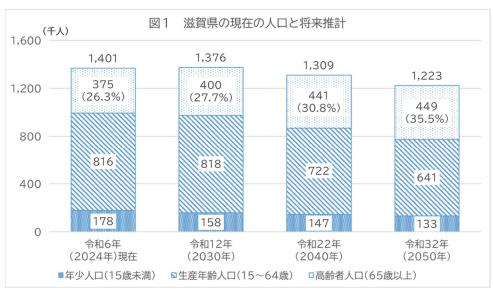
年	文化政策の主な変遷
平成30年(2018年)	「新生美術館基本計画」の見直しを表明
令和2年(2020年)	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」、「滋賀県文化財保存活用大綱」 、「琵琶湖文化館機能継承方針」策定 4月 文化財保護行政を知事部局へ移管 10月 滋賀県立琵琶湖博物館のリニューアルグランドオープン
令和3年(2021年)	3月「滋賀県文化振興基本方針(第3次)」、「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」、「美の魅力発信プラン」策定 6月 滋賀県立美術館の再開館
令和6年(2024年)	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)」策定 「美の魅力発信プラン」中間見直し、「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」策定
令和7年(2025年)	3月 滋賀県立安土城考古博物館のリニューアル 4月「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」開催

# 2 社会情勢の変化等

# (1) 社会情勢の変化

# ア 人口減少と高齢化の進展

- 4 滋賀県推計人口によると、令和6年(2024年)10月1日現在の本県の総人口は、約 140.1 万 人となりました。
  - また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年(2050年)の本県の総人口は、約122.3万人になると見込まれており、年少人口(15歳未満)および生産年齢人口(15~64歳)は、減少傾向にありますが、高齢者人口(65歳上)は増加傾向にあり、高齢化率は35.5%になると見込まれています。
  - こうした人口減少や少子高齢化は、多岐に渡る分野に影響をもたらすことが想定され、文化芸術の分野においては、地域の伝統文化の継承など文化芸術の担い手不足や地域コミュニティの衰退をもたらすとともに、文化芸術公演等の鑑賞者の減少にもつながり、文化芸術の持続化が大きな課題となっています。



出展:滋賀県推計人口(令和6年(2024年)10月1日現在)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年度推計)」

# イ 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の拡大

- スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) を通じて、時間や場所を問わず、容易に情報が得られるようになるとともに、コミュニケーションの方法も多様化しています。
- また、公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活用した文化芸術活動が活発になりました。

#### ウ ウェルビーイング (Well-being)、文化芸術による社会的処方への注目の高まり 1

- 2 ○ 世界保健機関(WHO)憲章において、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということ ではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態であること」 3 とされており、国でも「文化芸術推進基本計画(第2期)」や「第4期教育振興基本計画」に 4 5 おいて、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること(ウェルビーイング)」の実現を目 指すなど、注目が高まっています。 6
- 7 ○ この潮流の中で、国内外の美術館等において、文化芸術を取り入れてウェルビーイングの向 8 上を目指す取組が広まりを見せています。
- さらに、ウェルビーイングという価値観が普及するとともに、感動や心の安らぎ、生きる喜 9 びといった文化芸術が持つ本質的な価値が改めて認識されています。 10
- また近年、医療の分野において、医師などが通院困難な利用者の居宅を訪問し、その方の抱 える社会生活面の課題にも目を向け、療養上の管理や指導を行うとともに、地域社会における 12 様々な支援につなげる「社会的処方」の取組みが始められており、文化芸術が持つ本質的な価 13 14 値を活用した社会的処方の取組も注目されつつあります。

# エ 文化芸術活動に取り組む環境の変化

11

15

16

17

18

19

20

21

22 23

24

25 26

27

28

29

30

31

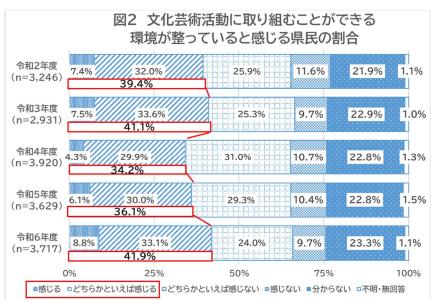
32

33

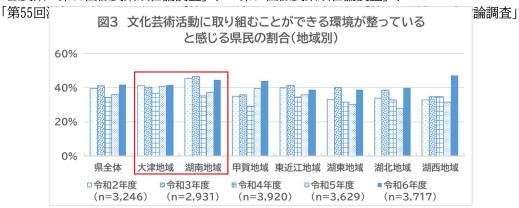
34

35

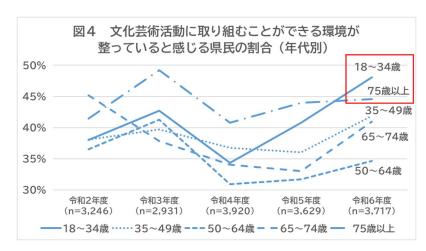
- 「第57回滋賀県政世論調査」によると、令和6年度において「文化芸術活動に取り組むこと ができる環境が整っている」とする県民の割合は41.9%であり、前年度の36.1%と比較する と、改善しています。
- 一方、地域別にみると、「大津地域」・「湖南地域」・「甲賀地域」・「湖西地域」におい て、また年齢別でみると、「18~34歳」「75歳以上」において、「文化芸術活動に取り組むこ とができる環境が整っている」とする割合が多く、居住する地域や年代において、差がみられ ることが課題です。
- また、学校の文化部活動は、これまで生徒の文化芸術に親しむ機会を確保するほか、活動を 通じ自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきましたが、少子化の進展等に より、学校や地域によっては、これまでの運営体制では文化部活動の維持が難しくなりつつあ ります。



出展:滋賀県「第53回滋賀県政世論調査」、「第54回滋賀県政世論調査」、



出展:滋賀県「第53回滋賀県政世論調査」、「第54回滋賀県政世論調査」、 「第55回滋賀県政世論調査」、「第56回滋賀県政世論調査」、「第57回滋賀県政世論調査」



出展:滋賀県「第53回滋賀県政世論調査」、「第54回滋賀県政世論調査」、 「第55回滋賀県政世論調査」、「第56回滋賀県政世論調査」、「第57回滋賀県政世論調査」

# オ 書店活性化に向けた取組

○ 書店は文化の発信拠点であり、様々な読み手が新たな知識を得て、文化が生まれ、広がり、 発展する極めて重要な社会の資産ですが、現状、活字離れやネット書店の拡大などから、書店 は厳しい状況に置かれています。

# カ 食文化の保護・継承に向けた取組

○ 地方の過疎化や生活様式・嗜好の変化等に伴い、日本の食文化を取り巻く環境は厳しさを増しており、その保護・継承は喫緊の課題とされています。この課題解決に向けて、食への気づきの提供、理解の深化が必要です。

# (2)国の動向

1

3

4

5

6 7

8

9

10

11

12

13 14

15 16

17

18

19

2021

22

23

2425

26

2728293031

2 ○ 「文化財保護法」の改正(令和3年4月)

令和3年4月に改正された文化財保護法(昭和25年法律第214号)では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財および無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度および文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定められました。

○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正(令和3年5月)

令和3年5月に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律 第65号)では、事業者においても、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負 担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うこ とが義務化されました。

○ 「博物館法」の改正(令和4年4月)

令和4年4月に改正された博物館(昭和26年法律第285号)では、博物館に求められる役割が 多様化・高度化していることから、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確 保するため、同法の目的や博物館の事業(資料のデジタルアーカイブの作成と公開)、博物館 の登録の要件等が見直されました。

○ 文化庁の京都移転(令和5年3月)

文化庁は、平成 28 年 (2016年) の「政府関係機関移転基本方針」(まち・ひと・しごと創 生本部決定)に基づき、令和5年3月から京都での業務を開始しました。

この移転により、東京一極集中の是正だけでなく、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存活用などを始めとする新たな文化行政の推進が期待されています。

○ 「文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定(令和5年3月)

文化芸術推進基本計画(第2期)では、第1期計画の中で掲げられている「目標」を基本的 に踏襲しつつ、心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべ く7つの重点取組が推進されています。

# (3)県の動向

1

2

9

10

17

18

19

2021

22

23

24

25

2627

28

29 30

31

# ア 県立美術館の再開館(令和3年6月)

- 県立美術館は昭和59年(1984年)8月に「滋賀県立近代美術館」として開館し、平成29年 度から老朽化対策工事のため休館していましたが、「公園の中のリビングルーム」をコンセプ トに掲げて、より多くの方にとって親しんでもらいやすい美術館として、令和3年(2021年) 6月に「滋賀県立美術館」に名称を変更して再開館しました。

# イ 「滋賀県読書バリアフリー計画」の策定(令和4年3月)

- 11 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第 49 号)第8条に基づ 12 き、本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため令和4年(2022年)3月に策 13 定しました。
- 14 本県では、「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」を目指す姿と
   15 し、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することにより、障害者の社会参加・活躍の促進と、
   16 共生社会の実現を目指しています。

# ウ 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定(令和5年10月)

- だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に基づき、 平成17年にユニバーサルデザイン社会の実現を目指して、県、市町、県民、民間団体等が連携 して取組を進めるため策定した本指針を令和5年(2023年)10月に改定しました。
- 令和7年(2025年)に本県で開催される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」を好機として捉え、社会全体で一層ユニバーサルデザインの推進を図ります。

# エ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)」の策定(令和6年3月)

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、本県における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として令和6年(2024年)3月に策定しました。
- 「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」を基本目標とし、「親しむ」「つながる」「支える」の3つの方向性を定め、障害者の文化芸術による共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

# 1 オ 「美の魅力発信プラン」の中間見直しと「美術館魅力向上ビジョン」策定(令和6年 2 3月)

コンセプト1 子どもたちが アートに出会 い親しむこと ができる

子どもも大人も 来たくなる 未来をひらく美術館 コンセプト2

コンセプト3 滋賀の文化の 息吹を感じる ことができる

コレクションを 通して多様性を 深く考える ことができる

コンセプト5

コンセプト4

公園と一緒に 楽しむことが

○ 滋賀の美の魅力を発信するための新たな展開に向けて、

県立美術館の事業運営の方針等も含めた、滋賀の美の魅力発信

に関する全体計画として令和3年(2021年)3月に「美の魅力

発信プラン」を策定しました。その目標年度である令和7年度

(2025年度) に向けて、

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13 14

15 16

17

18 19

20

21 22

23

2425

26

27

28

29 30

31 32

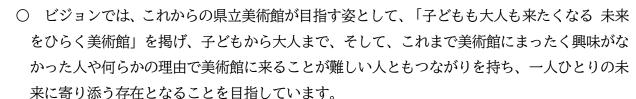
33

343536

美の魅力発信の核となる県立美術館の今後のあり方の検討を

軸に、令和6年(2024年)3月に中間見直しを行い、「滋賀県

立美術館魅力向上ビジョン」としてまとめました。



○ また、美術館が収蔵するアール・ブリュットなどの幅広い分野のコレクションを通じて、訪れた人に多様なもののみかたや捉え方について深く考えていただくことができる環境の充実など、ソフト・ハードの取組を進めるため、令和6年度から整備基本計画の検討に着手しています。

# カ 県立安土城考古博物館のリニューアル(令和7年3月)

- 「幻の安土城」復元プロジェクトの一環として、安土城考古博物館については、令和2年度 に展示基本計画を策定し、安土城・信長・戦国の魅力発信拠点とすることとしています。
- 令和6年度には、第一展示室に安土城の天主と同じ八角形のシアターを設置し、高精細フル CGの映像を5面スクリーンで上映するための第1期展示リニューアルを実施し、令和7年 (2025年)3月18日にリニューアルオープンしました。

# キ 新しい琵琶湖文化館の開館に向けた取組

- 国宝および重要文化財を含む文化館の貴重な収蔵品やこれまで文化館が果たしてきた役割を 未来に引き継ぐため、令和3年(2021年)3月に策定した「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」に基づき、新しい琵琶湖文化館の開館に向けた取組を進めています。
- 〇 「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」では「近江の文化財で"つなぐ""ひらく"未来の 滋賀」を基本理念に、令和9年(2027年)12月に県内外から多くの人に親しまれ、来館される 施設として開館することを目指しています。

# ク 文化やスポーツの祭典の開催とレガシーの創出

- 令和7年(2025年)に、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本
   県で開催されるとともに、「2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)」が開催される
   る予定です。
- 7 これらの機会を契機として、各地で滋賀の文化芸術の魅力を発信するとともに、持続的な活8 動に取り組んでいきます。

# 3 基本方針(第3次)の取組状況、成果および課題

- 2 滋賀県文化振興基本方針(現行)では、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の 3 5年間を取組期間とし、3つの基本的な方向(柱)を定めて取組を進めてきました。
- 4 令和6年度までの4年間における、施策の柱ごとの主な取組状況、成果と課題は以下のとおりで 5 す。

# 施策の柱1「場をつくる」

- ◆重点施策① 誰もが文化芸術に親しめる場の提供
- ◆重点施策② 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進

# (1)主な取組状況

1

6

7

8

9

10 11

12

13

14

15 16

17

18

19 20

2122

23

24

2526

27

28

29

30

31

32

33

- 県立美術館において、優れた美術作品の鑑賞機会を提供するため、多種多様な展覧会を積極的に開催しました。また、びわこ文化公園をフィールドに子ども向けのイベント・ワークショップを開催し、文化芸術を通じた交流や発信の機会を創出しました。【重点施策①】
- 県立美術館が有する作品の情報(デジタル・アーカイブ)を公開するとともに、ホームページ上にオンライン美術館を開設し、自宅でワークショップを楽しめる動画や展覧会の紹介動画などのコンテンツを配信しました。【重点施策①】
- 一流の音楽を低価格で楽しめる「びわ湖の春 音楽祭」を開催し、多 くの方々に気軽に文化芸術に親しんでいただきました。【重点施策①】
- 県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定できるよう、支援 ・連携しました。【重点施策①】



- 企業からの寄付による県立美術館常設展示の無料観覧を実施しました。<br/>
  【重点施策①】
- 県立文化施設において、家族ふれあいサンデー、体験学習の日等における親子や家族連れ等の観覧料の優遇および障害者に対する観覧料の減免を行いました。【重点施策①】
- 医療・福祉施設における「ホスピタルコンサート」や、芸術家が小中学校を訪問する「学校巡回公演」、「ふれあい音楽教室」を実施し、劇場を訪れにくい方々が舞台芸術を鑑賞する機会を確保しました。【重点施策①】





-----ホスピタルコンサートの様子

学校巡回公演の様子

- 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画に基づき、「文化芸術×共生社会」プロジェクトを実施 し、手話通訳、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積させるとともに、情報保障の内容を事前 に明示するアクセシビリティ・アイコンを作成しました。【重点施策①】
- 県内の小学生等が参加する「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう! (ホールの子事業)」の 実施により、舞台芸術を鑑賞する機会を創出し、多くの子どもたちに芸術に触れる感動や楽し さを伝えました。【重点施策①】

フートコーディネーターを中心に、文化芸術活動者向けの
 相談窓口を設置したほか、研修会や交流会を開催することで、
 県内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援しました。
 【重点施策②】





「アート窓口しが」の ロゴマーク

研修会の様子

- 県内の文化施設等と連携し、障害の有無や国籍の違いに関係なく、誰もが参加し楽しめる文 化芸術プログラムを実施するとともに、情報保障の取組を公開することで、県内文化施設のノ ウハウの取得を図りました。【重点施策②】
- 県内の文化団体や市町等と協働し、滋賀県芸術文化祭を開催し、県民の意欲的な創作活動の 発表の場および文化芸術に親しむ機会を広く提供しました。【重点施策②】
  - 「滋賀県次世代育成ユースシアター事業」を実施し、青少年がミュージカルの自主公演を通じて創造力等を育む機会を提供しました。【重点施策②】



「滋賀県次世代育成ユース シアター事業」の様子

は、

○ 文化、経済、行政など多様な主体の協働により、県内の文化活動を活性化し、 県の文化と経済の発展に寄与することを目的とする「文化・経済フォーラム滋 賀」の取組を支援しました。【重点施策②】

16 17

15

5

6

7

8

10

11

12

「文化で滋賀を元気に!プロジェクト」の シンボルマーク

### 1 (2)評価指標

評価項目	令和元年度(策定時)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度	令和7年度(実績)	令和7年度
1年間に文化芸術を鑑賞したことのある 県民の割合 <sup>(※1)</sup>	(73.7%)	84.4%	93.4%	93.4%	94.8%	92.0%	85.0%
文化芸術活動に取り組むことができる 環境が整っているとする県民の割合	38.4%	41.1%	34.2%	36.0%	41.9%		50.0%
学校と連携した文化芸術プログラムの 参加児童数	22,699人	16,623人	21,154人	21,470人	22,749人		26,000人
民間団体や市町等と連携した文化芸術 事業実施数	369件	298件	364件	385件	388件		420件

※1 「鑑賞」とは、主体的な意思で文化芸術を鑑賞するものとし、文化施設等での「直接鑑賞」やインターネット等での「電子機器による鑑賞」とします。なお、策定時の実績(73.7%)は「直接鑑賞」のみの値のため、参考値(括弧書き)としています。

# (3)成果と課題

# 成果

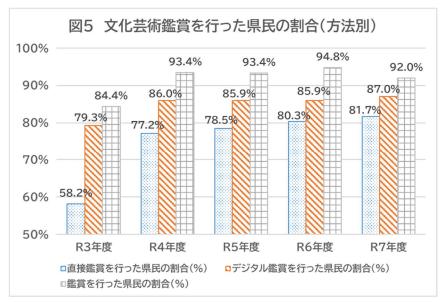
- 県立文化施設における観覧料の優遇やアウトリーチ\*2事業の実施、デジタル技術の活用により、文化芸術への関心が低い人や文化施設への来場が難しい人などに文化芸術鑑賞の機会を提供することができました。【重点施策①】
- 子ども・若者が多様な文化芸術に触れることのできる機会を提供することで、豊かな感性や想像力を育むことができました。【重点施策①】
- 文化芸術活動者に対して、発表の機会を提供するとともに、活動者同士の交流の場を提供することで、文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を促進しました。【重点施策②】
- 文化施設、文化団体、民間団体等と連携した文化芸術活動の推進により、障害の有無や 国籍の違いに関係なく、様々な方が一緒に文化芸術を楽しむことができ、多様な主体がつ ながる場を充実させることができました。【重点施策②】

# 課題

- インクルーシブ\*\*3な社会の実現に向けて、性別、年齢、障害の有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に自分らしく文化芸術に触れられる場が引き続き求められています。【重点施策①】
- 文化芸術の鑑賞や体験は、豊かな「創造力・想像力」の育成に大きな効果があることから、子ども・若者が文化芸術に触れられる機会を確保する必要があります。【重点施策 ①】
- デジタル鑑賞を行う方が増加傾向にあることから、オンラインやAR、デジタルアーカイブなどデジタル技術を活用した文化芸術活動を充実させる必要があります。【重点施策①】

○ 自立的・持続的な文化芸術活動に向けて、文化芸術を通じた多様な主体間のつながりが一 過性のものとならないよう、継続的な交流・連携を推進していく必要があります。【重点施策

2



出展:「令和3年度県政モニターアンケート調査」、「令和4年度県政モニターアンケート調査」、「令和5年度県政モニターアンケート調査」、「令和6年度県政モニターアンケート調査」、「令和7年度県政モニターアンケート調査」

### ※2 アウトリーチ

手を伸ばすという意味のことばであり、文化芸術に触れる機会の少ない方に対して、文化ホールや美術館等が地域、学校、 病院等へ出向き、コンサートなどの普及活動を行うことです。

※3 インクルーシブ (inclusive)

すべてを含んだ、包括したという意味のことばであり、エクスクルーシブ (exclusive)「他人を入れない、排他的な」の 対義語です。関連する表現として、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)やインクルーシブ教育があります。 【参考】ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。2000 年 12 月厚生省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討報告書」において、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることが提言された。

【参考】インクルーシブ教育(システム)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。【参照:滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)】

#### 【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

- ・不登校の子どもや生きづらさを抱える子どもたちへのアウトリーチも必要。
- ・県内一円で、どこにいても、どんな環境の子どもにも、機会を提供できる仕組みが重要。
- ・ギャラリーなどの発表の場が少ない。
- ・町のいたるところに文化芸術が存在するのが理想。

37

# 施策の柱2「人を育む」

- ◆重点施策③ 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保
- ◆重点施策④ 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援

# (1)主な取組状況

- アートコーディネーターを中心に、文化芸術活動者向けの相談窓口を設置したほか、研修会や交流会を開催することで、県内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援しました。【重点施策③】《再掲》
- 文化活動の企画・運営をマネジメントする「アートマネジメント研修」を実施し、文化芸術 と地域社会を結びつけることができる人材育成を図りました。【重点施策③】
  - 子どもを対象とした文化芸術体験プログラムの講師(美ココロ・パートナー)を務める若手芸術家の育成を支援しました。【重点施策③】



○ 交流会やレクリエーション活動を通じて、びわ湖ホールや県立美術館、 琵琶湖博物館等の文化施設を支える人材の育成・確保に努めました。

美ココロ・パートナー育成の様子

# 【重点施策③】

○ びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による中堅若手実演家の養成、陶芸の森でのアーティスト・イン・レジデンス\*4の実施により、芸術家の育成や技術の養成を行いました。



邦楽専門実演家養成事業の様子

#### 【重点施策④】

- 滋賀県文化賞等の表彰により、県民の文化の向上発展に対して顕著な功績のある方や将来が 期待される方の功績をたたえました。【重点施策④】
- 「文化財の子はぐくみ事業」や県内高等学校での出前講座の実施 により、子どもたちが文化財やその保存継承技術を持つ職人の技に 触れる機会を創出し、文化財への意識醸成と文化財を支える裾野の 拡大につなげました。【重点施策④】



文化財の子はぐくみ事業の様子

- 文化財の保存や次世代への継承に取り組む地域の人や職人の活動等を紹介する動画を発信 し、県民等の理解促進を図りました。【重点施策④】
- 地場産業および地場産品の振興や伝統的な技術・技能の継承のために、地場産業組合等が行う新商品開発、販路開拓および後継者育成に係る取組や、学校が地場産業や伝統的工芸品製造者と連携して行う体験学習等を支援しました。【重点施策④】
  - ※4 アーティスト・イン・レジデンス
    - 芸術家に創作の場や住居等を一定の期間提供し、その土地に滞在しながら創作活動を行ってもらう事業のこと。滞在する芸術家同士や地域住民等との交流を通して、創作活動の活性化を図る。

### 1 (2)評価指標

評価項目	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度
<b>計画祝日</b>	(策定時)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)
1年間に文化芸術の創作活動に携わ	(63.5%)	26.6%	34.2%	41.4%	45.0%	40.8%	77.0%
ったことのある県民の割合 <sup>(※5)</sup>	(03.570)	20.070	J4. Z70	71.770	43.070	40.070	77.070
研修で得た知識や技術を今後の活動	_	90. 7%	88.4%	90.1%	77.4%		80.0%
に活かせると回答した受講生の割合		7 61 176	001170	2 01 170	7 7 7 7 7		33.373
県立文化施設の文化ボランティア数	635人	612人	613人	563人	577人		750人

※5「創作活動に携わった」には、「自ら創作活動を行った」ことに加えて、「創作活動を支える活動(文化ボランティアなど)を行った」こと も含みます。なお、策定時の実績(63.5%)は、「自ら創作活動を行った」のみの値のため、参考値(括弧書き)としています。

#### (3)成果と課題

# 成果

2

3

4

5

6 7

8

9

10

11 12

13

14

15

16 17

18

19 20

21

- 文化芸術活動に係る相談対応や文化芸術体験プログラムの講師の育成といった実践的な 取組を通じて、文化芸術を県民や社会へ届ける人材を育成するとともに、県内文化施設を 支える人材の確保やネットワークの構築に努めました。【重点施策③】
- 芸術家に対する表彰や技術の養成、文化財や伝統文化、地場産業の魅力発信等により、 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援に努めました。【重点施策④】

# 課題

- 文化芸術の創作活動に携わった県民の割合が少ないことから、県民が文化芸術をより身近に感じ、より多くの県民が文化芸術に触れられるよう、引き続き文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保に努めるとともに、それらの人材が幅広く活躍できる社会を形成する必要があります。【重点施策③】
- 文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術の創り手や継承者の裾野を広げるとともに、 文化芸術活動を支援するしくみと日常的に文化芸術に親しむ応援者(ファン)の創出や拡 大に向けた取組が必要です。【重点施策④】

## 【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

- ・指導者や活動者の高齢化が進んでいる。
- ・部活動指導の指導者の不足を解消することが必要。
- ・文化芸術の視点からプロジェクトを考える人がいることが大事。
- ・補助金制度や文化芸術に対する寄附を受け入れる仕組みが必要。
- ・地域の人々や企業がアートに距離を感じていることが多い。
- ・文化芸術の必要性を理解されていることが大事。

# 施策の柱3「地域や社会に活かす」

- ◆重点施策⑤ 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用
- ◆重点施策⑥ 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進

## (1)主な取組状況

- 文化財の調査、保存、継承を着実に実施するため、史跡地の保全管理や指定文化財の所有者等が実施する維持管理・保存修理事業への助成等を行いました。【重点施策⑤】
- 「滋賀県文化財保存活用大綱」の方針に基づき、文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵 文化財の保存や情報発信を行いました。【重点施策⑤】
- 世界遺産登録を目指す彦根城について、令和6年10月に事前評価の結果がユネスコから 国に通知され、世界遺産の評価基準を満たす可能性はあることを示唆すると評価されまし た。【重点施策⑤】
- 「幻の安土城」復元プロジェクトでは、安土城跡調査整備事業を継続して実施するとと もに、安土城考古博物館の第1期展示リニューアルやデジタルアプリの制作に取り組むこ とで魅力発信を図りました。【重点施策⑤】
- 令和4年7月に琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業の取組「琵琶湖システム)が世界農業遺産に認定されるとともに、令和5年3月にその構成要素である「食文化」として、「近江のなれずし製造技術」が国の登録無形民俗文化財に登録されたことから、認知度向上に向けて取り組みました。【重点施策⑤】

「琵琶湖システム」ロゴマーク

- 2025 年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)において、本県が持つ多様な美の資源の魅力を発信することで、国際交流の促進を図ります。【重点施策⑥】
- 地場産業や伝統的工芸品の体験型魅力発信拠点の整備、県内での映画、ドラマ、テレビ番組などの撮影等の誘致・支援により、文化芸術と観光・産業分野の連携を進めました。【重点施策⑥】
- 令和3年11月に県立美術館が文化観光推進法に基づく、地域における 文化観光を推進する拠点となる施設として認定され、地域に根差した文化やアートを楽し みながら県内を巡る文化ツーリズムの起点となることを目指して、同館の魅力向上に取り 組んでいます。 【重点施策⑥】
- 子どもを対象とした文化芸術体験プログラムや病院等におけるアウトリーチ事業の実施、障害のある人による公募作品展(ぴかっ to アート展)の開催等により、文化芸術と福祉・教育分野の連携を進めました。【重点施策⑥】



ぴかっ to アート展作品集

### 1 (2)評価指標

評価項目	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度
計画項目	(策定時)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)
県内の指定文化財等の数 <sup>(※6)</sup>	3,465件	3,522件	3,533件	3,570件	3,590件		3,585件
文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,337人	3,611人	3,774人	3,527件		3,160人
地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資 源があるとする県民の割合		70. 7%	81.1%	74. 6%	80.3%	82.4%	85.0%
地域において文化芸術と他分野との連 携した取組があるとする県民の割合	_	60.9%	66. 7%	68.4%	74. 7%	76.3%	50.0%

※6「指定文化財等」には、指定文化財、選定文化財、選択文化財、登録文化財が含まれます。

### (3)成果と課題

# 成果

2

3

4

5 6

7

8

9

101112

13

14

15

16 17

18 19

20

21

22

23

24252627

- 文化財を未来に継承するための取組を推進するとともに、認定・登録制度を積極的に活用することで、本県の文化的資産に対する認知度向上や理解促進につながりました。【重点施策⑤】
- 観光・産業・福祉・教育等の他分野と文化芸術を連携させた取組を実施することで、文 化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かしました。【重点施策⑥】

# 課題

- 地域で受け継がれてきた文化財や食文化をはじめとした生活文化等の継承に引き続き取り組むとともに、それらの価値の適切な継承に配慮しつつ、保存と活用による地域活性化の好循環を生み出すことが求められています。【重点施策⑤】
- 文化芸術が持つ多様な価値を活かした地域づくりや経済の活性化をさらに推進するため、 引き続き文化芸術を他分野と連携させた取組を実施する必要があります。【重点施策⑥】

#### 【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

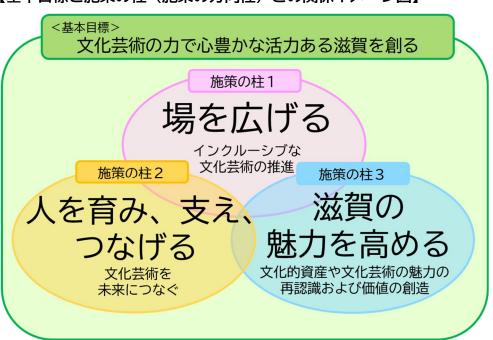
- ・<u>社交の場としての機能</u>など、文化芸術への支援が経営活動につながることが明確だと、企業も協賛に乗り出しやすい。
- ・アートがもつ「人を集める力」を活かして、過疎化が進む地域を活性化させたい。
- ・<u>文化を大切にする心が育まれ、文化でコミュニティが生まれることが共有認識</u>されていることが重要。

# 第3章 基本目標と施策の柱(施策の方向性)

# 1 基本方針(第4次)策定に向けた3つの施策の柱(施策の方向性)

社会情勢の変化や基本方針(第3次)での課題等を踏まえ、基本方針(第4次)では、「場を広げる(インクルーシブな文化芸術の推進)」「人を育み、支え、つなげる(文化芸術を未来につなぐ)」「滋賀の魅力を高める(文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造)」を3つの施策の柱(施策の方向性)とします。

# 【基本目標と施策の柱(施策の方向性)との関係イメージ図】



- 1 また、基本方針(第3次)の主な課題等と基本方針(第4次)の策定に向けた3つの施策の柱(施
- 2 策の方向性)の関係は次のとおりです。

## 基本方針(第3次)の主な課題等

- 性別、年齢、障害の有無、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に、文化芸術に触れる場が必要。
- 子ども・若者が文化芸術に触れる 場が必要。
- デジタル技術を活用した文化芸術 活動の充実が必要。
- 自立的・持続的な文化芸術活動に 向けた、文化芸術を通じた多様な 主体間のつながりの継続が必要。
- 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保、活躍できる社会の形成が必要。
- 文化芸術活動者の持続的な活動を 支援する仕組みが必要。
- 日常的に文化芸術に親しむ応援者 (ファン)の創出や拡大に向けた 取組が必要。
- 文化的資産の保存と活用による地域活性化の好循環を生み出すことが必要。
- 文化芸術を他分野と連携させた取組が必要。

基本方針(第4次)の策定に向けた 3つの施策の柱(施策の方向性)

# 場を広げる

インクルーシブな 文化芸術の推進

人を育み、支え、 つなげる 文化芸術を 未来へつなぐ

滋賀の 魅力を高める

文化的資産や文化芸 術の魅力の再認識 および価値の創造







3

#### 基本目標 2

2

# 3

1

4

5

6

7

8 9

10 11

12

13 14

15

16 17

18 19

20 21

22 23

24 25

26 27

28 29

30 31 32

33 34

35

36

文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすものであるとともに、豊かな感 性や創造力を育み、多様な価値観を理解、尊重し合い、人と人との心のつながりを強め、心豊かで 多様性と活力ある社会を形成する力を持っています。

また、本県においては、琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する中で育まれ大切に守り伝え られてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アーティストによる創作や 美術館やびわ湖ホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる「多様な美の資源」 があふれています。

このため、文化芸術を振興する基盤となる、文化芸術に親しみ、多様な主体がつながる環境づく りや文化芸術につなぎ支える人材の育成を進めるとともに、文化芸術を他分野と連携させ、地域の 活性化にもつなげていくことを目指し、引き続き、基本目標を「文化芸術の力で心豊かな活力ある 滋賀を創る」とします。

3 施策の柱(施策の方向性)

基本目標の実現に向けて、今後5年間に取り組む施策の柱(施策の方向性)を次の3つとします。

# 施策の柱(施策の方向性) 1

# 場を広げる(インクルーシブな文化芸術の推進)

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、また、文化芸術は想像力 と感性を備えた豊かな人間性を涵養するものです。国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住 する地域等にかかわらず、誰もが等しく自分らしく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られ るよう、デジタル技術の活用も踏まえ、インクルーシブな文化芸術の推進を目指します。

# 施策の柱(施策の方向性) 2

# 人を育み、支え、つなげる(文化芸術を未来につなぐ)

文化芸術の持続的な発展のため、日常的に文化芸術に親しむ応援者(ファン)の創出や拡大に向 けた取り組みを促進するとともに、文化芸術と県民や社会をつなぐ人材、文化芸術の創り手や継承 者、文化芸術と社会をつなぐ人などの文化芸術活動者の育成、確保を目指します。

# 1 2

# 3

# 4

# 5 6

7 8

9

# 10 11

# 12

13

# 14

15 16

17

18

4 施策横断プロジェクト

施策の柱(施策の方向性)3

芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれ

までから行われてきました。今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、

滋賀の魅力を高める(文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造)

本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化

文化芸術がもつ多様な価値を活用し、滋賀の魅力を高める取り組みを進めます。

# 文化芸術活動を支援する仕組みづくり

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすものであるとともに、観光や産 業、福祉、教育などの他分野と連携することで、地域づくりや経済の活性化に寄与できるものであ り、文化芸術活動が持続的に発展する環境を整えることが求められています。

そのため、文化芸術活動が自立的・持続的に発展し、文化芸術に触れられる場が継続的に提供で きるよう、文化芸術活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

# 1 5 SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた取組

- 2 SDGsは、平成27年(2015年)に国際連合で採択された国際目標であり、誰一人取り残さな
- 3 い持続可能な社会の実現のため、17のゴールと関連するターゲットが定められています。
- 4 本県が持続可能な滋賀を目指し取り組むことは、世界の課題解決にも貢献するものであり、その
- 5 ため障害者文化芸術の分野においても、その多様な価値を社会に活かすことでSDGsの達成に向
- 6 けて取組を進めます。

7

【関連するSDGsのゴール、ターゲットおよび目標】

ゴール	ターゲット	目標(指標)
4 全ての人に包摂的かつ 公正な質の高い教育を確 保し、生涯学習の機会を 促進する	4.7 文化多様性と文化の持続 可能な開発への貢献の理解 の教育を通して、全ての学 習者が、持続可能な開発を 促進するために必要な知識 及び技能を習得できるよう にする。	・しがこども体験学校登録団体数 ・文化芸術活動数(県の後援する事業数) ・滋賀県芸術文化祭の公募展における 18 歳未満の出品者数
8 包摂的かつ持続可能な 経済成長及び全ての人々 の完全かつ生産的な雇用 と働きがいのある人間ら しい雇用(ディーセント ・ワーク)を促進する	8.9 地方の文化振興・産品販 促につながる持続可能な観 光業を促進するための政策 を立案し実施する。	<ul><li>・地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合</li><li>・地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合</li><li>・県立文化施設の文化ボランティア数</li></ul>
10 各国内及び各国間の不 平等を是正する 10 ACESOTITE 10 ACESOTITE (まくてき)	10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	・文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合 ・障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業と連携したことがある市町数
11 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント)で持続 可能な都市及び人間居住 を実現する	11.4 世界の文化遺産及び自 然遺産の保護・保全の努力 を強化する。	・地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源 があるとする県民の割合

8

9

# 第4章 施策の展開

基本目標および3つの施策の柱(施策の方向性)を踏まえ、評価指標、具体的な施策・取組を次のとおりとします。

1 2

5

6

7

8

9

10

11

12

13

19

20

21

22

23

24

25

26

# 1 施策の柱(施策の方向性)場を広げる(インクルーシブな文化芸術の推進)

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、また、文化芸術は創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養するものです。国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく自分らしく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られるよう、デジタル技術の活用も踏まえ、インクルーシブな文化芸術の推進を目指します。

# 【評価指標】

百日	策定時	目標値	
項目	(令和7年度)	(令和12年度)	
① 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合	41.9% <sup>※7</sup> (令和6年度実績)	50.0%	
② しがこども体験学校登録団体数	190団体(令和6年度実績)	220団体 (令和11年度目標)	
③ 障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業と 連携したことがある市町数	8市町	13市町	
④ 文化芸術活動数(県の後援事業数)	245件 (令和6年度実績)	300件	

※7 「令和6年度県政世論調査」によります。

# (1)誰もが文化芸術に親しめる場の提供・活性化

- 14 文化芸術の振興にあたっては、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわ15 らず、誰もが等しく文化芸術に親しめることが大切です。
- 16 そのため、デジタル技術の活用を踏まえ、誰もが文化芸術に親しめる機会を創出するとともに、
- 17 自立的・持続的な文化芸術活動に向けた、文化芸術を通した多様な主体のつながりを促進します。

#### 18 (主な取組)

- ○県立文化施設において優れた舞台芸術や魅力ある展覧会を開催するとともに、SNS や動画、デジタルアーカイブ等を活用することで時間や場所による制約を受けずに、文化芸術に親しめる機会を充実させます。
  - 【県立安土城考古博物館、県立芸術劇場びわ湖ホール、県立陶芸の森、県立美術館、県立琵琶湖博物館、 県立琵琶湖文化館、県立文化産業交流会館、県立図書館】
  - ○文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、県立文化施設におけるバリアフリー化の推進や観覧料の優遇、福祉施設や学校、病院等でのアウトリーチ事業の実施等により、文化芸術に触れる機会を確保します。
- 27 【県立安土城考古博物館、県立芸術劇場びわ湖ホール、県立陶芸の森、県立美術館、県立琵琶湖博物館、 28 県立琵琶湖文化館、県立文化産業交流会館、県立図書館】

1 ○県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定できるよう、また文化芸術に親しむ機会の 充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携を行います。 2 3 【文化芸術振興課(振興)】 ○県民や文化団体等が行う文化芸術活動への支援、相談対応や情報提供等を通じて、各主体の自 4 5 【文化芸術振興課(振興)】 立的な文化芸術活動を促進します。 ○国民文化祭および全国障害者芸術・文化祭の誘致に向けた検討を行います。 6 7 【文化芸術振興課(振興)】 8 (2) 子ども・若者の文化芸術活動の充実 9 文化芸術は、創造力と感性を備えた豊かな人間性を育むなど、人間が人間らしく生きる糧と 10 なるものであり、子どもの成長や未来において極めて重要です。 11 12 このため、子ども・若者における文化芸術鑑賞・体験機会の充実を図ります。 13 (主な取組) ○「ホールの子」事業や美ココロ・パートナーシップ事業など、子ども・若者の誰もが文化芸術 14 15 に触れられる機会を確保します。 【文化芸術振興課(振興)】 16 (3) 共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動の推進 17 文化芸術は、豊かな感性や創造力を育み、多様な価値観を理解、尊重し合い、人と人との心の 18 つながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する力を持っています。 19 20 また、障害者による文化芸術においては、それまで見えづらかった障害者の個性と能力に気付 21 かせ、障害の理解を深めるきっかけとなるものです。 22 このため、障害者等が文化芸術に親しめる環境づくりを行うなど、障害者等による文化芸術活 23 動を推進します。 24 (主な取組) ○地域の文化施設等において、市町と連携し、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽 25 しめるプログラム(障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業)を開催するととも 26 に、地域の障害者文化芸術活動を支援するため、人材育成を図ります。 27 28 【文化芸術振興課 (振興)】 ○障害のある人の造形作品の公募展の開催を通じて、障害のある方の文化芸術活動の裾野を広げ 29 30

- るとともに、作品の発表の機会を提供します。
- ○障害のある人の文化芸術活動のワークショップの開催や音楽祭などの成果発表会の開催を支援 することで、障害のある人の文化芸術作品の魅力を伝えるとともに、県民の障害理解の促進を 図ります。 【障害福祉課】

31

32

33

34

35

36 37

○障害のある人と一般のアーティスト作品の並列展示などの取組を支援することで 障害のある 人の可能性や魅力の発信を促進します。 【障害福祉課】

# (4) 部活動の地域展開を見据えた環境づくり

学校の文化部活動においては、子どもが生涯にわたって文化芸術活動に親しむ基礎を培うことができる重要な機会ですが、少子化の進展等により、学校や地域によっては、これまでの運営体制では文化部活動の維持が難しくなりつつあります。

また、地域においては、日常生活におけるお稽古事や趣味を通じて様々な文化芸術活動が盛んに行われています。

このため、部活動の地域展開を見据え、年齢問わず、幅広く活動できるよう、地域の人材を 活用した文化芸術活動の推進を図ります。

## (主な取組)

1 2

3

5

6

7 8

9

15

16

17

18

19

20 21

22

23

24

27

28

29

- 10 ○地域の指導者情報を集約し、学校および地域の受け皿となる団体の双方が必要な情報を入手で 11 きる体制を整備します。 【文化芸術振興課(振興)】
- 12 ○文化部活動の指導員配置について、希望する学校への支援に取り組みます。 【幼小中教育課】
- 13 ○文化部活動の地域連携・展開のモデルとなる市町の取組について実証を行い、それを基に地域 14 の実情に応じた取組が進められるように、成果の普及を行います。 【幼小中教育課】

# (5) 県立文化施設の保全・整備等

劇場・音楽堂、美術館・博物館・図書館などの文化施設は、文化芸術を継承、創造、発信する場として、また、人々の生活や地域コミュニティを支える基盤として、重要な役割を担っています。県立文化施設の多くは、昭和後期から平成初期に整備されており老朽化が進んでいることから、計画的な対策により長寿命化を図るとともに、安全性・利便性の向上や多様化する利用者ニーズに応えるために必要な整備を行います。

#### (主な取組)

- ○県立文化施設について、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、予防保全による長寿命化を図りつつ、計画的な更新・改修を行います。
- 25 ○施設整備に当たっては、環境への配慮やユニバーサルデザイン、県産材の活用などに配慮する 26 こととします。

### 【主な施設整備】

令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 開館準備 新築工事 琵琶湖文化館 大津市浜大津に新築 ●開館(12月) びわ湖ホール ・吊り天井の準構造化や空調、 改修工事 ●再開館(3月) エレベーター更新なと PFI事業(15~20年) 希望が丘文化公園 ●キャンプエリア完成 ・宿泊研修施設の建替、キャンプ エリアの整備等 入札公告 契約 宿泊研修施設完成 美術館 ●整備計画策定 ・公園と一体に利便性や魅力向 整備計画に沿った事業の展開 上を図るための整備 安土城考古博物館 令和3年3月に策定した展示基本計画に基づき実施期間を含め検討中 第二期展示リニューアル

# 2 施策の柱(施策の方向性)人を育み、支え、つなげる(文化芸術を未来につなぐ)

文化芸術の持続的な発展のため、日常的に文化芸術に親しむ応援者(ファン)の創出や拡大 に向けた取り組みを促進するとともに、文化芸術と県民や社会をつなぐ人材、文化芸術の創り 手や継承者、文化芸術と社会をつなぐ人などの文化芸術活動者の育成、確保を目指します。

## 【評価指標】

項目	策定時	目標値
<b>- 中</b>	(令和7年度)	(令和12年度)
⑤ 滋賀県芸術文化祭の公募展における18歳未満の出品者数	77人(令和6年度実績)	93人
⑥文化ボランティア数 (県立美術館ボランティア、びわ湖ホール劇場サポーター等)	577人 (令和6年度実績)	690人

7 8

9

11 12

13

1415

16

17 18

19

20 21

22

2324

25

26

27

28

29

30 31

# (1) 文化芸術の担い手や継承者の育成・発掘

深刻な少子高齢化の進行による人口減少等により、文化芸術の担い手が著しく減少するととも に、これまで受け継がれてきた多様な美の資源を後世に伝えていく役割を担う子どもたちが減少 することで、地域文化の衰退につながりかねない状況にあります。

そのため、アーティストや芸術家だけでなく、文化芸術活動を支える関係者を含めた文化芸術の担い手や継承者を育成するとともに、将来的に国内外で活動し、評価されるような文化芸術の担い手を発掘します。

#### (主な取組)

- ○びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による若手実演家の養成、陶芸の森での「アーティスト・イン・レジデンス」の実施等、文化施設等において芸術家の育成や技術の養成を行います。 【文化芸術振興課(総務)、県立陶芸の森】
- ○滋賀県文化賞の表彰等、芸術家の発表機会の確保や顕彰等を行います。【文化芸術振興課(振興)】
- ○文化財の保存・継承に欠かせない修理技術等を「選定保存技術」として選定し、技術等の継承者の育成を図ります。 【文化財保護課】
- ○まつりなどの伝統文化の継承に向けて、民俗文化財保存団体への活動支援や観光、教育等との 連携による伝統文化の魅力の活用・発信を行うことで、県民等の理解促進を図り、担い手や支 援者の拡大に努めます。 【文化芸術振興課(総務)、文化財保護課】
- ○伝統的な技術・技能の継承に向けて、新商品の開発支援や首都圏等でのPR等により、地域ブランドの強化や販路開拓を通じた地場産業等の活性化を図るとともに、技術者の養成や就業支援を通じて、技術・技能の継承者の育成・確保に取り組みます。

【文化財保護課、イノベーション推進課、水産課】

- ○芸術家や文化施設職員、行政職員等を対象に、アートマネージャーや文化財の専門職員、舞台 技術者等を養成する研修を実施するなど、文化芸術を県民や社会とつなぐことができる人材を 育成・確保します。 【文化芸術振興課(総務)、文化財保護課】
- 32 ○美ココロ・パートナーシップ事業により、子どもたちに文化芸術体験プログラムを実施する若

1 手芸術家を育成・確保します。 【文化芸術振興課(振興)】 ○文化団体等との協働事業である芸術文化祭の開催、県民参加型の演劇公演である滋賀県次世代 2 育成ユースシアター事業の実施等、文化芸術を通じて多様な主体や世代の交流促進につながる 3 4 場づくりを進めます。 【文化芸術振興課(振興、総務)】 5 (2) 応援者(ファン)・支援者(ボランティア、資金援助者)の創出・拡大 6 7 文化芸術の持続的な発展のためには、文化芸術の担い手や継承者を育成・発掘するだけでなく、 社会全体として、文化芸術を応援し、支援する必要があります。 8 そのため、日常的に文化芸術に親しむ応援者(ファン)を創出・拡大するとともに、さらに、 9 文化芸術に対する寄附意識を醸成するための取組を行うことで、支援者の創出・拡大に努めます。 10 (主な取組) 11 ○びわ湖ホールや県立美術館、琵琶湖博物館等の文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域 12 で支える人材の育成・確保に努めます。 13 14 【文化芸術振興課(総務)、県立美術館、県立琵琶湖博物館、県立陶芸の森】 15 ○滋賀県文化芸術ポータルサイトにおいて、県内で活躍する文化芸術関係者や県内で開催される 文化芸術活動を紹介することで、日常的に文化芸術に親しむ応援者(ファン)の創出や拡大を 16 17 図ります。 【文化芸術振興課(振興)】 ○持続的な文化芸術活動に向けて、文化芸術活動を支援する資源を開拓するとともに、支援を必 18 要とする文化芸術関係者とのマッチングを行います。 19 【文化芸術振興課(振興)】 20 21 22 23 24 25 26

# 3 施策の柱(施策の方向性)滋賀の魅力を高める (文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造)

本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきました。今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術がもつ多様な価値を活用し、滋賀の魅力を高める取り組みを進めます。

# 【評価指標】

項目	策定時	目標値	
<b>グロ</b>	(令和7年度)	(令和12年度)	
⑦ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県 民の割合	82. 4%**	85.0%	
⑧ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組がある とする県民の割合	76. 3%**	90.0%	

※8「令和7年度県民モニターアンケート調査」によります。

# (1) 地域で育まれてきた文化的資産の積極的な発掘・保存・活用・発信

本県には、琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する中で育まれ大切に守り伝えられてきた 文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アーティストによる創作、美術館や びわ湖ホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる「多様な美の資源」があふ れています。

一方で、文化財等の修理に必要な原材料や用具の安定的な入手が困難になりつつあるととも に、生産者や技術者等の後継者不足等により、文化芸術の保存・継承が危ぶまれています。

そのため、地域で育まれてきた文化的資産が持つ魅力を再認識し、魅力を国内外に発信すると ともに、現存する文化芸術活動をアーカイブ化するなど、保存活用に向けて積極的に取り組んで いきます。

#### (主な取組)

- ○彦根城の世界遺産登録に向けた取組や「幻の安土城」復元プロジェクト、近江の文化財を活用 した探訪事業などにより、本県の文化財の魅力を発信します。 【文化財保護課】

1 ○琵琶湖をはじめとする豊かな自然との共生の中で育まれた「かばた」(「かわと」、「かわ 2 や」)などの暮らしの文化や風景、湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観を 3 継承するため、魅力の発掘や発信、保全活動への支援等を実施します。

【琵琶湖保全再生課、農政課】

5

6 7

8

9

10

11

12

13 14

15

16

17

18

19

20

21

2223

24

25

4

# (2) アール・ブリュットや福祉の現場から生まれた造形の魅力の発信

本県では、戦後まもなく「日本の障害者福祉の父」と呼ばれ、「この子らを世の光に」という言葉を残した糸賀一雄氏、田村一二氏、池田太郎氏らによりにより設立された滋賀県立近江 学園において、粘土を利用した生産活動から造形活動が始まり、これらの取組は、県内の福祉 施設等にも受け継がれ、発展していきました。

こうした県内の福祉施設を中心に活発に行われてきた障害者の造形活動により生み出され た作品の中には、近年、国内外において高く評価される滋賀県ゆかりの作家の作品も多く見出 されており、滋賀の特徴的な文化的資産の一つに位置付けられています。

また、県立美術館は、公立美術館として、全国で唯一、アール・ブリュットを収集方針に掲げ、多くの作品を収蔵しています。

このため、国内外の美術館と連携して展覧会を開催するなど、滋賀の特徴的な文化的資産を 国内外に発信します。

## (主な取組)

- ○県内各地の宿泊施設や集客施設で作品展示と福祉施設の紹介等を行うことで、福祉の現場から 生まれた作品の魅力を県外に発信します。 【文化芸術振興課(室)】
- ○県立美術館では、アール・ブリュット作品の収集を行うとともに、常設コーナーの設置や展覧 会の企画などを通して、滋賀の特徴的な文化的資産として、アール・ブリュットの魅力を発信 します。【県立美術館】

26 27

28

29

30

31 32

33

34

35 36

37

# (3) 文化芸術と他分野との連携による地域の魅力づくり

文化芸術は、観光、福祉、まちづくり、国際交流、教育、産業その他の分野と連携することで、様々な価値を生み出しており、今後も、新たな価値を生み出すことが期待できます。

そのため、文化芸術と観光や福祉、まちづくりなど、他分野と連携することで、文化観光の 取組、文化芸術による社会的処方の取組などを進め、共生社会の実現や地域の活性化を図り、 地域の魅力づくりに活かします。

#### (主な取組)

- ○「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」や世界遺産等の文化的資産を活用した観光誘客、地場産業や伝統的工芸品のブランド構築、滋賀の歴史や文化等を活かした映画等のロケ地の誘致など、文化芸術と観光・産業分野の連携を図ります。 【文化芸術振興課(総務、振興)、観光】
- ○「文化観光推進法」に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進し

1 ます。 【文化芸術振興課(室)】 2 ○多様な環境下にある子どもたちを対象とした文化芸術体験プログラムの実施、病院等でのフ

3

5

6 7

8

9

10

11

12 13 14

15

16

17 18

19

20

21

22

2324

25

2627

28

29 30 ○多様な環境下にある子どもたちを対象とした文化芸術体験プログラムの実施、病院等でのアウトリーチ事業、障害者の文化芸術活動の推進など、文化芸術と福祉・教育分野の連携を図ります。 【文化芸術振興課(総務)、高校教育課】

- ○文化芸術活動を支援する仕組みの構築や北部地域の振興につながる取組等を支援することで、 地域に根差した文化芸術を活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流の創出を促進し ます。 【文化芸術振興課(室)】
- ○県立美術館では、県北部における地域と連携した現代アーティストの展示を行うことにより、 地域の魅力の発信にもつなげます。 【滋賀県立美術館】
- ○庁内の関係部署と連携しながら、文化芸術による社会的処方の取組を進めていきます。

【文化芸術振興課(振興)】

#### ・ 施策横断プロジェクト 文化芸術活動を支援する仕組みづくり

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすものであるとともに、観光 や産業、福祉、教育などの他分野と連携することで、地域の魅力づくりに寄与できるものであ ります。

一方で、人口減少による文化芸術の担い手不足や文化財等の修理に必要な原材料や用具の安 定的な入手が困難であること等により、文化芸術の保存・継承・発展が懸念されています。

本県では、令和7年(2025年)に、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」に開催されたことを契機として、スポーツ、文化芸術、観光、産業、福祉、教育などさまざまな分野で関係構築が図られ、社会全体で、県民の活動を支える意識の醸成につながりました。

このような機運を活かしながら、文化芸術活動が自立的・持続的に発展し、文化芸術に触れられる場が継続的に提供、地域の魅力づくりにつながるよう、文化芸術活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

# 第5章 基本方針の推進

1 2

3

### 1 推進体制

4 本県の文化振興を図るためには、県民や地域社会、文化施設・教育機関、文化団体、障害者施設 5 等の福祉施設、市町等が連携し取組を進めていくことが必要です。

6 そのため、それぞれの主体が期待される役割を果たしつつ、連携して取組を進めるために必要な 7 ネットワークや体制の構築を図ります。

8

9

10

11 12

# (1)県の役割

県は、関係部局間の連携を緊密にし、市町、文化施設、障害者施設等の福祉施設等の多様な主体との連携・協働を図りながら、文化をはじめ幅広い分野において横断的に文化振興に取り組みます。

13

14

15

# (2) 各主体に期待される役割と連携

# ア 県民、地域社会

16 文化の振興を図るためには、県民一人一人が文化芸術に親しむとともに、県民に身近な文化芸17 術活動の場である地域において、文化芸術活動が充実することが必要です。

そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設 等の福祉施設との連携・協働の推進に取り組みます。

1920

21

22

23

2425

26

27

28

18

#### イ 文化施設・教育機関

文化ホール、美術館、博物館等の文化施設は、県民の文化芸術活動の場、地域の人々の文化力を高める拠点として重要な役割を担っています。また、美術館、博物館、図書館、学校は、県民が文化芸術に親しめる場であるとともに、文化芸術に関わる人材の育成を担っています。さらに、美術館、博物館、図書館は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた文化芸術を収集し、保管する役割も担っています。

県は、滋賀県公立文化施設協議会や滋賀県博物館協議会とも連携し、文化施設の一層の事業展開や活用の推進、誘客の促進、各施設における県民が文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術の収集・保管に向けて、有機的な連携・協働を目指します。

29 30

31

32

33

34

#### ウン文化団体

文化団体は、文化芸術活動の中心的な存在であり、県民に文化芸術に親しめる場を提供するな ど、本県の文化振興において大きな役割を果たしています。

県は、県民誰もが楽しめる芸術文化祭等の取組を通じて、文化団体との連携・協働に努めます。

35

36

### エ 障害者施設等の福祉施設

- 1 障害者施設や障害福祉サービス事業所等の福祉施設は、障害者の意向を尊重し、文化芸術活動
- 2 を通じて一人ひとりの可能性を広げる活動の支援や、文化芸術活動の裾野の拡大において重要な
- 3 役割を担っています。
- 4 県は、アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンターと連携し、引き続き、地域
- 5 における障害者の文化芸術活動の支援を行うとともに、県内の文化施設と福祉施設が連携・協働
- 6 して取組を推進できるよう努めます。

7 8

## 才 市町

- 9 市町は、県民に身近な文化芸術活動の場である地域における文化の振興を図る重要な役割を担10 っています。
- 11 県は、市町が文化や福祉など多様な主体がつながる仕組みづくりに取り組めるよう、また誰も
- 12 が文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携に努めると
- 13 ともに、定期的な情報交換や研修の場を設けるなど、連携・協働して取組を推進できる体制を整
- 14 えます。

15

16

# 2 滋賀県文化審議会における進捗管理

- 17 文化の振興は中長期的な観点で取り組む必要があることから、文化振興施策を総合的かつ効果的
- 18 に推進するため、目標の達成状況や施策の効果を文化審議会にて定期的に検証します。

19

## 20 3 財源の確保

- 21 限られた財源の中、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成を通じて文化振興施策を推進する
- 22 とともに、滋賀の魅力ある文化振興に資する事業の推進を図ることを目的とする「滋賀県文化振興
- 23 基金 | (平成23年4月1日設置)の活用など、必要な財源の確保に努めます。
- 24 また、文化芸術に関する滋賀応援寄附の活用や、ネーミングライツ、企業・個人のスポンサーの
- 25 獲得などにより、民間資金を広く活用し、施策展開に結びつけていきます。

26

2728

29